

環境シンポジウム

ストップ！産廃汚染 ～ 安定型廃止と廃棄物処理法改正を ～ —— レ ジ ム ——

日 時：2025年7月13日（日） 13：00～15：30

会 場：三原市南方コミュニティセンター

（三原市本郷町南方 3985-1 Tel：0848-86-4858）



第一部 基調講演 産廃処分場の新たな問題

- ①「経済の視点から放射性物質の処理の今を考える」 大島堅一さん（龍谷大学教授 原子力市民委員会座長）
- ②「差し迫るPFAS問題と産廃処分場」 末田一秀さん（環瀬戸内海会議副代表 元大阪府職員）

第二部 話題提供 産廃汚染をストップさせよう 法律の整備に向けて

- ①香川県豊島産廃事件からの教訓 石井 亨さん（環瀬戸内海会議共同代表 元香川県議会議員）
- ②繰り返される産廃汚染・本郷処分場からの警鐘 住民による報告（本郷処分場差し止め訴訟原告団）

共催 三原・竹原市民による産廃問題を考える会 環瀬戸内海会議 環境問題を考える会

放射性物質の処理・処分の今後を考える

— 福島原発事故があらわにした原子力の根本問題

2025-07-13

龍谷大学政策学部

大島堅一

1

1. 第7次エネルギー基本計画と原子力発電

3

内容

はじめに

1. 第7次エネルギー基本計画と原子力発電
2. 福島原発事故によって生じた廃棄物問題
3. 原子力は後始末の時代へ

まとめ

2

岸田政権・石破政権による政策反転

- ・ 2022年6月17日：福島原発事故に関する訴訟（生業訴訟、群馬訴訟、千葉訴訟、愛媛訴訟）についての、国の責任を認めないとする最高裁判決
- ・ 2022年7月：GX実行会議発足【岸田政権による政策反転】
 - 原発新設、最大限活用
- ・ 2023年5月：GX推進法、GX脱炭素電源法
- ・ 2023年7月：GX基本戦略
- ・ 2024年10月：石破政権誕生
- ・ 2025年2月：第7次エネルギー基本計画、GX2040ビジョン、地球温暖化対策計画 閣議決定

4

2

- 12

日本の電源構成

再エネは2023年度に22.9%
原発は8.5%
原子力は主要電源でも、
ベースロード電源でもない。

再エネ 22.9%

原子力 8.5%

■原子力 ■石油 ■石炭 ■LNG ■水力 ■再生エネルギー

年度

5

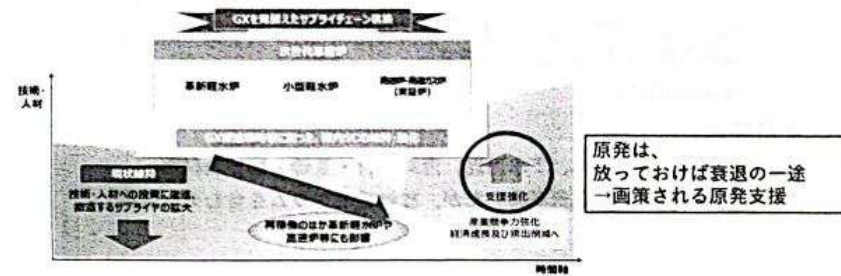
既設原発全機再稼働・
原発新設が無ければ不可能

出所：倉澤ニホキキ一作（2024）『重力力に関する数式と演義－編纂－』10月16日、第41回東京理科大学ニホキキ一作演義の重力力学会報告資料11p.29

衰退産業に国が支援

今後の展望

- サプライチェーンは、革新軽水炉のほか、高温炉・廃炉ガス炉等にも不可欠な原子力産業の基盤。こうした産業の劣化による将来的な施設閉鎖の長期化やコスト増加を回避するため、次世代革新炉の建設に向けた一層の支援強化を図っていく。



出所：資源エネルギー庁（2024）「原子力に関する動向と課題・論点」10月16日（第41回総合資源エネルギー調査会原子力小委員会資料）p.45

9

2. 福島原発事故によって生じた廃棄物問題

3

原子力の根本問題は「事故」と「廃棄物」

1. 原発事故の制御不能性、被害の不可逆性

- ・ 設備の複雑性と制御不能リスクが原子力技術の内在
- ・ 福島第一原発事故は、想定を超える破局的事態が現実化したもの
- ・ 想定外という言い訳では済まされない本質的構造

2. 世代を超えた廃棄物問題（持続不可能な後始末）

- ・ 高レベル放射性廃棄物は10～100万年単位で隔離が必要
～ 事実上の永久管理
- ・ 今もなお、出口のない技術であることは明らか
- ・ 福島原発事故による新たな放射能汚染の発生

11

放射性物質は閉じ込めることができなかった

・ 従来の制度前提

- ・ 放射性物質はすべて、原子炉の中か、その周辺施設で完全管理される
- ・ 放射性廃棄物も、「厳重管理された施設内」に閉じ込められるという想定
- ・ 原子炉等規制法・放射線障害防止法など、施設内管理を前提とした法体系

・ 福島事故で何が起きたか

- ・ 放射性物質が原子炉の外に拡散
- ・ 「社会の中」に放射能が存在するという制度が想定しなかった現実
→ 「一般社会」が汚染され、制度的対応ができない状況

12

放射性廃棄物に関する法律

- 原子炉等規制法
 - 全国津々浦々をカバーしている
 - 放射性セシウムで100Bq/kgがクリアランス基準とされる
- 放射性物質汚染対処特措法
 - 福島原発事故によって汚染された地域を対象とする
 - ※ 福島第一原子力発電所を除く
 - 事故由来放射性物質で汚染された廃棄物＝事故由来廃棄物
 - 廃棄物と土壌を区別
 - 土壌：8000Bq/kg以下は再利用可能
 - 廃棄物：

13

事故によって生まれた“想定外の廃棄物”

放射性物質汚染対処特措法

- 同報施行規則（第2条）
 - 「放射性物質により汚染され、又はそのおそれがある産業廃棄物であって、事故由来のものとして環境大臣が定めるもの」
- 事故の結果として、社会の中で生まれた放射能を含む廃棄物
 - 既存の原子力規制制度（原子炉等規制法）で扱わず、急ごしらえで放射性物質汚染対処特措法（2011）成立
 - 環境省が管轄
- 具体例
 - 焼却灰、ばいじん、下水汚泥、汚染木材・瓦礫・建設廃材等
 - 一見「普通の産業廃棄物」だが、放射性セシウムを含むのが特徴

14

4

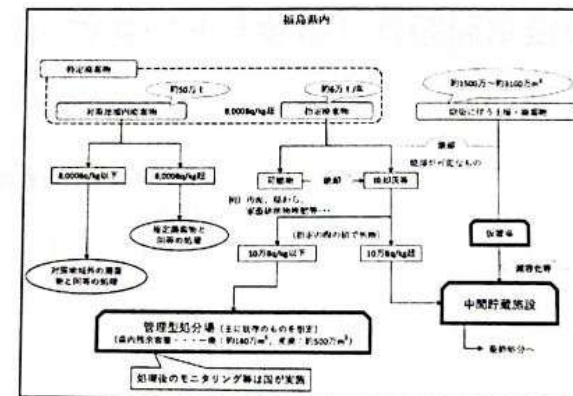
放射性物質汚染対処特措法における区分

区分	特定廃棄物		特定一般廃棄物	特定産業廃棄物
	対策地域内廃棄物	指定廃棄物		
廃棄物の概要	汚染廃棄物対策地域内に ある廃棄物（汚染廃棄物 対策地域の範囲は除染特 別地域と同一である。）	水道施設等から生ずるな どした廃棄物のうち、特 別な管理が必要な程度に 事故由来放射性物質に汚 染されたものとして指定 された廃棄物（汚染廃棄 物対策地域内の指定廃棄 物は対策地域内廃棄物に も該当する。）	事故由来放射 性物質に汚染 され又は汚染 されたおそれ がある一般廃 棄物（特定廃 棄物に該当す るものを除く。）	事故由来放 射性物質に汚 染され又は汚 染されたおそれ がある産業廃 棄物（特定 廃棄物に該当 するものを除く。）
廃棄物の収集、 運搬、保管又は 処分に関する計画	対策地域内廃棄物処理 計画 （国が策定）	—	—	—
廃棄物の収集、 運搬、保管又は 処分の実施者	国	国	市町村、 排出事業者	市町村、 排出事業者

出所：会計検査院（2021）「福島第一原子力発電所事故に伴い放射性物質に汚染された廃棄物及び除去土壌等の処理状況等に関する会計検査の結果について」p.16

15

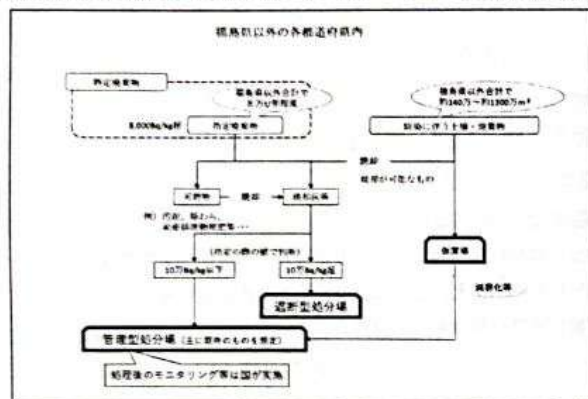
事故由来廃棄物の処理のフロー図（福島県内）



出所：会計検査院（2021）「福島第一原子力発電所事故に伴い放射性物質に汚染された廃棄物及び除去土壌等の処理状況等に関する会計検査の結果について」p.24

16

事故由来廃棄物の処理のフロー図（福島県外）



出所：会計検査院（2021）「福島第一原子力発電所事故に伴い放射性物質に汚染された廃棄物及び除去上遺棄の処理状況に関する会計検査の結果について」p.24

17

同じ放射性セシウムなのに扱いが異なる理由

経緯

- 2011年6月、環境省が「当面の考え方」として提示
 - 福島事故後、発生した大量の焼却灰・汚泥などを処理するため
 - 放射性セシウム濃度が8,000 Bq/kg以下であれば、管理型最終処分場で埋立可能に。

原子炉等規制法/クリアランス制度

- 放射性セシウムのクリアランスレベル：100Bq/kg以下
- 被ばく評価：年10 μ Sv以下（公衆の追加線量）

放射性物質汚染対処特措法

- 8000Bq/kg以下なら管理型最終処分場で埋立処分可能

→ 基準値にして80倍、被ばく許容線量にして100倍の差

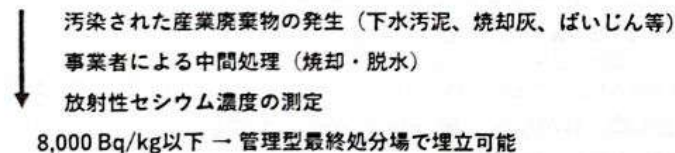
→ 科学的特性は同じだが、制度上の線引きで大きく異なる扱い

二重基準
(ダブルスタンダード)

5

特措法における放射性セシウムを含む産廃の処分

処理の流れ（放射性物質汚染対処特措法下）



特徴

- 通常の産業廃棄物と同様の処分
- 放射性物質の存在は知らされず、処分場周辺住民への説明も限定的

19

“緊急避難”の恒常化、制度化

8,000 Bq/kg基準は「当面の措置」だった（2011年環境省）

- 福島事故直後、処理の便宜のために設定された暫定的基準
- モデル評価：一般公衆の年間追加被ばく線量1mSv以下におさまるとされた

なぜ制度が固定化されたのか

- 基準を見直せば、過去の搬出・埋立処分の正当性が問われる
 - 政策リスク・行政責任の回避
- 廃棄物の総量が多く、処理可能性を維持するため基準を維持

制度変更されない背景

- 「安全」と決めるのは環境省
- 住民・自治体・市民団体に参加の機会が無い

20

地域に押しつけられる低レベル放射性廃棄物

- ・住民の問いに政府は正面から答えない
 - ・「放射性物質が含まれているのでは？」
 - ・「なぜここに搬入されたのか？」
- ・自治体職員すら把握できない制度運用
 - ・自治体側も、産業廃棄物の詳細を把握していない
 - ・搬入量や濃度を知る手段がなく、住民に説明できない
- ・地域の声が制度設計に反映されないままの処分
 - ・意見聴取の仕組みがない
 - ・説明会は開かれても、内容は一方的

21

法制度改正の必要性

- ・応答義務（説明責任）と情報公開の抜本的見直し
 - ・測定値・搬入ルート・処分先・濃度・線量評価の詳細な開示
 - ・「住民に伝わる言葉」での説明と、質疑応答の保障
- ・市民・地域の参加と合意の制度化
 - ・意見聴取・議会説明・住民協議の制度的保障

★ 法制度改正の必要性

- ・二重基準を解消する
 - ・同じ放射性物質に対して異なる基準が適用されている現状を是正
 - ・原子炉等規制法と対処特措法の基準と評価手法の整合させる
 - ・事故由来廃棄物の管理、情報公開、公衆参加、検証が必要。

22

6

3. 原子力は後始末の時代へ

「廃棄物（核ゴミ）」の行き場がない原子力

- ・原子力基本法には「廃棄物」の規定がほとんどない
 - ・高レベル放射性廃棄物の最終処分のみ
 - ・放射性廃棄物の管理・処分が軽視されている
 - ・放射性廃棄物についての統一的法体系が存在しない
 - ・高レベル廃棄物：最終処分法、原子炉等規制法
 - ・低レベル廃棄物：原子炉等規制法
 - ・事故由来廃棄物、除去土壌：放射性物質汚染対処特措法、廃掃法
- 「廃棄物政策」は制度的に細切れかつ責任主体不在
- ・廃止措置も曖昧
 - ・廃止措置（廃炉）：原子炉等規制法
 - ※ 福島第一原発の廃止（廃炉）も曖昧
 - ・財政措置・責任構造は曖昧なまま。→ 国民負担だけは見えない形で増えている

23

24

原子力は後始末の時代へ

- 1955年 原子力基本法
 - ・ 平和利用
 - ・ 自主・民主・公開
 - ・ 安全神話
- 2011年以降
 - ・ 福島原発事故として現実に事故が発生
 - 巨大な被害と放射能汚染
 - 福島第一原発廃炉、膨大な放射性廃棄物処分
 - ・ 多数の原発が廃炉へ
 - ・ 放射性廃棄物は山積みしつづける構造

25

原発後始末の時代の政策

- 廃棄物政策の後回しから脱却
 - ・ 原子力“利用”と“廃棄物処分”が分断されている
 - ※ 再処理→プルトニウム利用 のみが強引に進められている
- 包括的な放射性廃棄物処理法制の創設
 - ・ 規制と事業の分離
 - ・ 放射性廃棄物の包括的法制度
 - ※ 福島原発事故による汚染を例外にしない

26

7

原発事故による広大な汚染と放射性廃棄物

- 福島第一原発敷地内
 - ・ 燃料デブリ等の膨大な放射性廃棄物
 - 処分の見通しは全く無い。費用も計算されていない。
- 福島第一原発敷地外
 - ・ 広範な地域を汚染
 - ・ 除染完了した地域/未除染の地域（帰還困難区域+森林等）
 - ・ 膨大な除去土壌、事故由来廃棄物の発生
 - ・ 汚染廃棄物には既に通常のリサイクルルートに乗っているものも。
 - ・ 除去土壌は中間貯蔵施設に。今後「再生利用」（＝汚染土の拡散）される可能性。
 - 最終処分場は決まっていない。

42

福島原発事故による負の遺産 例：サイト内の放射性廃棄物

表 3.4-2 1F 廃炉・サイト修復で発生する放射性廃棄物の試算例 ³⁰⁾

分類	1-6号機	他の施設	水処理施設	廃棄物処理/ 貯蔵施設	サイト修復	合計
燃料デブリ	644	0	0	0	0	644
HLW	2,042	0	0	0	83	2,125
TRU	0	0	16	0	830	846
L1	100,135	104,543	310	1,050	76,030	282,068
L2	429,462	329,364	38,174	200	1,424,600	2,221,800
L3	951,309	2,825,634	151,320	26,325	1,375,000	5,329,588
合計	1,483,592	3,259,541	189,820	27,575	2,876,543	7,837,071

HLW：高レベル放射性廃棄物相当 TRU：TRU廃棄物相当

L1：放射能レベルが比較的高い廃棄物 L2：放射能レベルが比較的低い廃棄物 L3：放射能レベルが極めて低い廃棄物

出所：日本原子力安全院（2020）「福島原発事故の収束と廃炉作業の進捗状況（第10回）公表資料（第1版）」7月、p.18

福島原発事故は、これまで考えられてきた量を大きくこえる放射性廃棄物をうみ出した

表1 大規模モデルプラントの解体廃棄物の物量

【単位：トン】

	現行の解体引当金制度		放射能濃度確認規則レベルで区分した場合	
	BWR 大規模 (110 万 kW 級)	PWR 大規模 (110 万 kW 級)	BWR 大規模 (110 万 kW 級)	PWR 大規模 (110 万 kW 級)
L1 廃棄物	80	200	80	200
L2 廃棄物	850	1,720	850	1,720
L3 廃棄物	7,110	3,140	11,810	4,040
70735164 以下の廃棄物	528,610	489,860	523,910	488,960
合 計	536,650	494,920	536,650	494,920

*端数処理は1トン単位を四捨五入した。

電気事業連合会(2007)「原子力発電施設廃止措置費用の不足について(補足資料)」
総合資源エネルギー調査会電気事業分科会第6回原子力の発電投資環境整備小委員会資料3

44

市民の責任ある関与

- ・ 制度が見直されない理由の一つは「社会的な沈黙」
 - ・ 8,000 Bq/kg基準に対する批判が不十分
 - ・ 審議会や行政手続は閉鎖的で、住民・市民の声が制度の設計・評価過程に反映されない構造
- ・ 行政の「説明」を鵜呑みにしない
 - ・ 「法に従っている」「安全です」では社会的正当性は担保されない
- ・ 市民が監視する主体となる
 - ・ 専門家任せ、行政任せではなく、監視し、問いを持ち続けることが必要。

45

まとめ

1. 原子力は衰退産業である。
2. 福島原発事故は膨大な放射性物質で汚染された廃棄物・土壌を発生させた。
3. 原子力にとまなう廃棄物に関する統一的政策をつくる必要がある。
4. 市民による責任ある関与が必要不可欠である。

47

まとめ

原発ゼロ社会への道2022



1. 福島原発事故10年(11年)の総括

- ① 福島原発事故の被害と課題 (1, 2章)
- ② 原子力発電の諸問題 (放射性廃棄物、安全性・規制) (3, 4章)
- ③ 原発ゼロ社会実現の展望 (5章)

2. 骨格となる考え方

- ① 「無責任の構造」 (「責任主体が責任をとらない構造」)
 - ② 「不可視の構造」 (「見えない化」)
- これを乗り越えるための方策と道筋

48

ご静聴ありがとうございました。

<https://www.youtube.com/@envphilosophy>



49

9

差し迫るPFAS問題と産廃処分場

末田一秀
(環瀬戸内海会議副代表)

1

PFAS



フッ素加工の
フライパンや鍋



殺虫剤



消火泡



耐油、防水加工の
パッケージ



ペンキ塗料



防水服



汚れに強い製品

2

PFASによる健康影響

可能性が高いもの (注釈がなされているもの)

大人



子ども



<https://www.nippon-foundation.or.jp/journal/2024/104571/sustainable/>

環境省調査結果

PFOS・PFOA 指針値超えた量が検出された地点

※国の数値基準値 50ng/L(ナノグラム/リットル)

令和元年度調査			令和2年度調査		
上位15地点	地点区分	PFOS+PFOA	上位15地点	地点区分	PFOS+PFOA
堺市 (大阪府)	地下水	1855.6	大阪市 (大阪府)	地下水	5500
沖縄市 (沖縄県)	河川	1508.1	鎌倉市 (神奈川県)	地下水	1300
宮野町 (沖縄県)	湧水	1303	中野区 (沖縄県)	湧水	1100
中津市 (沖縄県)	湧水	1188	名古屋市 (愛知県)	地下水	790
調布市 (東京都)	地下水	556	沖縄市 (沖縄県)	河川	450
日井市 (千葉県)	河川	349.2	神戸市 (兵庫県)	河川	200
立川市 (東京都)	地下水	337.2	うるま市 (沖縄県)	湧水	180
羽中市 (東京都)	地下水	301.8	堺市 (大阪府)	地下水	170
大和市 (神奈川県)	河川	248.5	国分寺市 (東京都)	地下水	150
柏市 (千葉県)	湧水	191	越前市 (福井県)	地下水	150
渋谷区 (東京都)	地下水	154.2	千葉市 (千葉県)	河川	120
墨上町 (福岡県)	河川	145.9	名古屋市 (愛知県)	河川	100
神戸市 (兵庫県)	河川	145.6	豊山町 (愛知県)	地下水	91
大分市 (大分県)	河川	142.6	小倉市 (東京都)	地下水	69
大田区 (東京都)	地下水	135.1	森田町 (山形県)	地下水	65

4

全国の水道の状況

国交省と環境省による初の全国調査
昨年12月24日最終とりまとめ

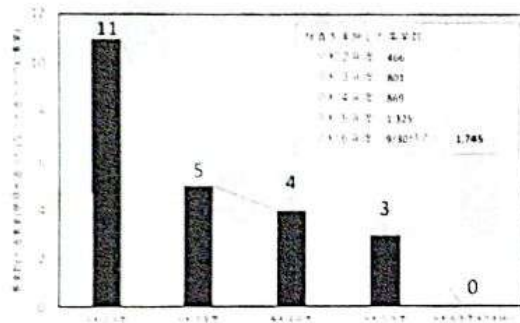
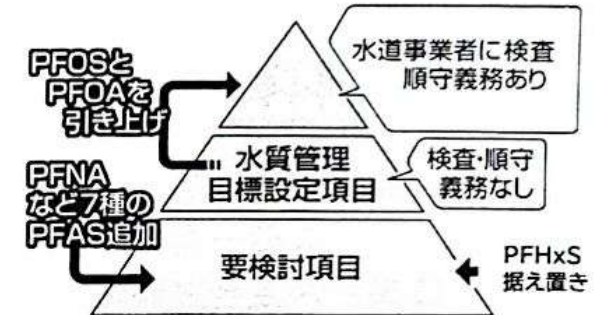


図 1-1 年度別 PFOS 及び PFOA の暫定目標値を超過した事業数

<https://www.env.go.jp/content/000276965.pdf>

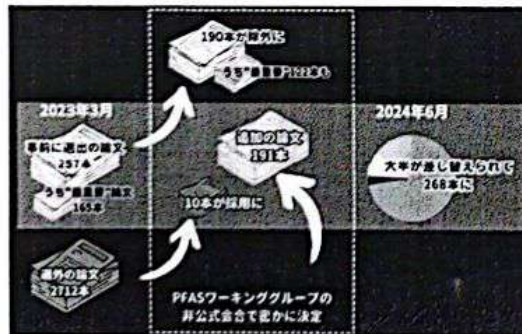
水道水質基準の設定へ

- 現在の管理目標と同じ、PFOS・PFOA合算で50ng/L
- 来年4月から施行



食品安全委員会PFASワーキンググループの疑惑

- リスク評価に必要な論文を一般財団法人・化学物質評価研究機構(CERI)が選定・ランク付け
- 審議過程で秘密裏に差し替え



公共用水域や地下水の環境基準は

- 2020年5月 要監視項目にPFOS、PFOA追加
人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきもの

指針値: 合算で50ng/L(暫定)

- 本来、水道水質基準設定に合わせ、環境基準に位置付けるべき

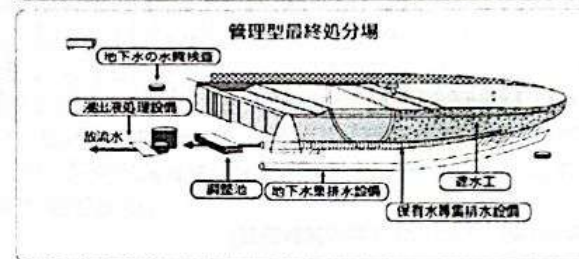
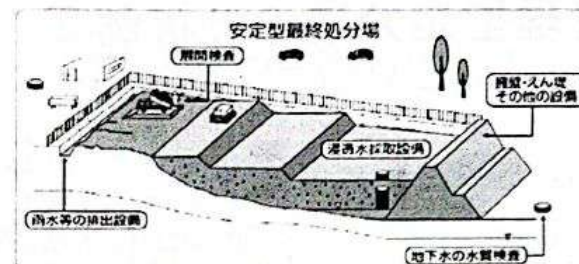
要監視項目に据え置き

指針値: 合算で50ng/L 暫定を取るだけ

工場・事業場からの排出基準

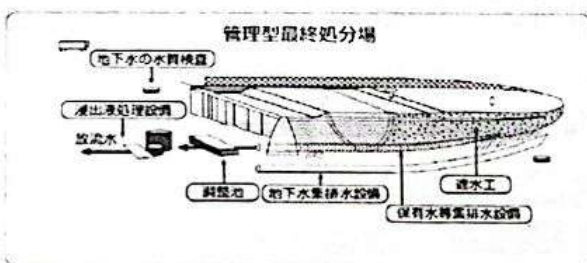
- 河川に放流した際に希釈されることを前提に環境基準の10倍高い値が採用される
- すぐに達成できない業種には、暫定基準を設ける
- そのためには、全国での実態調査が必要
- 環境省は動いているのか？
汚染源である米軍基地が問題？

9



他に水と廃棄物を接触させない「遮断型処分場」

10



- (破れる可能性もあるが)2重のゴムシートで浸出水を集水し、排水処理して排出
- 排水処理で活性炭処理を行えば、PHAS濃度を下げることが可能

11

管理型処分場の分析例①

表4 管理型最終処分場調査結果

廃棄物種類	処分割合 (%)	処分場名	採取試料名等	濃度 (ppt)	
				PFOA	PFOS
石膏ボード	57	E	浸出水	107	20.4
粉えん	21		地下水	1.0	0.2
無機性汚泥	11		浸出水処理水	3.8	0.4
廃棄物	6		除去率 (%)	97	98
その他	5				

(注) 浸出水水質測定結果: BOD 22mg/L、COD 19 mg/L

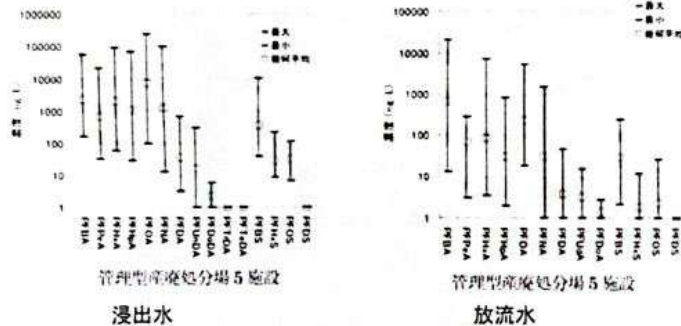
凝集沈殿・活性炭吸着処理されている処分場

「産業廃棄物安定型最終処分場における有機フッ素系化合物の浸出傾向」
岩手県環境保健研究センター 佐々木和明、嶋弘一、齋藤憲光

https://www.ee-net.ne.jp/ms/sympo08/abstract-pdf/01_sasaki.pdf

12

管理型処分場の分析例②



「廃棄物処分場における有機フッ素化合物の実態調査」
千葉県環境センター年報

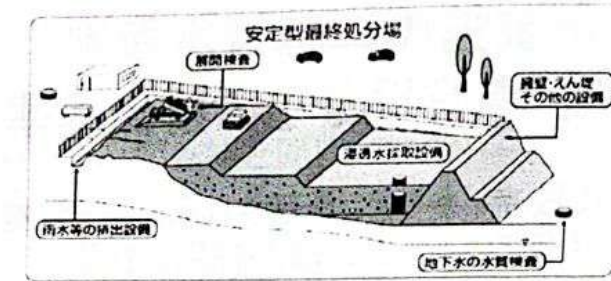
<https://www.pref.chiba.lg.jp/wit/hai-ka/nenpou/documents/ar2012haika-k001.pdf>

13

- ・ 浸出水は、そのまま地下へ浸透
- ・ 地下水の検査で異常があっても対処の方法なし
- ・ 上記の展開検査等が義務付けられたのは1998年

「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の一部を改正する命令」(平成10年総理府・厚生省令第二号)

14



展開検査とは

- ・ 産業廃棄物を埋め立てる前に、最終処分場に搬入した産業廃棄物を展開して当該産業廃棄物への安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入の有無について目視による検査を行い、その結果、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入が認められる場合には、当該産業廃棄物を埋め立てないこと

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第一号)

15

国もかねてから安定型の問題を認識

安定型最終処分場を巡る課題

- 安定型処分場においては、管理系制度や展開検査の実施による、安定型産業廃棄物とそれ以外の産業廃棄物の厳格な分別が困難であり、それにより地下水の汚染等、生活環境の保全上支障を生ずる可能性があるとの指摘がなされている。下記の安定型処分場建設等差止請求事案においては、建設の差止めが認められている。

千葉県富津市の安定型最終処分場建設等差止請求事案

- 地裁判決「被告は、原告(一部)に対し、別紙物件目録記載の各土地について、産業廃棄物最終処分場を建設、使用、換装してはならない。」
- 高裁は地裁判決を支持(一部補正)、最高裁は上告を棄却。

茨城県水戸市の安定型最終処分場建設等差止請求事案

- 地裁判決「被告は、別紙物件目録記載の土地について、産業廃棄物最終処分場を建設、使用、換装してはならない。」
- 高裁「原判決は相当」、最高裁は上告を棄却。

2008年12月19日

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会廃棄物処理制度専門委員会 資料 16

日弁連は廃止を提言

安定型産業廃棄物最終処分場が今後新規に許可されないよう求める意見書

2007年8月23日

日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」及び「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」の安定型産業廃棄物最終処分場の設置に関する条項の改正を行い、安定型産業廃棄物最終処分場という類型を廃止し、今後新規に許可されないよう求める。

17

安定5品目のPFAS

- ・ 表面処理剤、金属メッキ液、工業用精密洗浄液の廃容器（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず）
- ・ 添加剤が使用された廃プラスチック類
- ・ 塗料が使用された金属くず
- ・ 防汚剤が使用されたがれき類（石材）
- ・ 業務用写真フィルム（廃プラスチック類）

などが考えられる

19

問題は先送りされた

見直しの方向性

（ア）安定型最終処分場対策の強化

安定型最終処分場については、一部の処分場において安定型産業廃棄物にそれ以外の廃棄物の付着・混入が見られるなどの課題が指摘されている一方で、産業廃棄物の処理に関して大きな役割を果たしてきている。このため、安定型最終処分場類型を廃止するのではなく、その実態を把握・評価し、安定型5品目以外の付着・混入を防止するための仕組みの強化や、最終処分場において浸透水等のチェック機能の強化等について更に検討していくべきである。

2010年1月15日 中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会
廃棄物処理制度専門委員会 報告書

18

廃棄物処理業者の談話

前出、明石川上流管理型処分業者

- ・ そもそも、処分場の廃棄物の何からPFASが流れ出ているのか特定できないという。「使用済み活性炭や泡消火剤などPFAS濃度が高いとはっきりしている廃棄物の受け入れ実績はない。PFASは日用品、建材などあらゆる物に使用され、多くの工場や事業所で取り扱ってきた。受け入れた廃棄物の中に薄く広くPFASが存在しているとは考えられない」
- ・ この会社では、廃棄物を搬入する取引先に対し、PFAS含有の廃棄物かどうか事前に教えてくれるよう頼んでおり、PFASが高濃度であれば受け入れしない方針という。しかし、法的規制がないことから、あくまで「お願いベース」にとどまる。施設管理担当者は「活性炭による排水の浄化は今は限界のレベル。これ以上、独学、独自設備での対応は困難で、さらにPFASを取り除くには、新技術の開発がなければ難しい」と明かす。

「兵庫・明石川のPFAS汚染、兵庫県議の調査で汚染源に廃棄物が浮上」幸田泉

<https://news.yahoo.co.jp/expert/articles/85b09ff92770e36af13447320fd7ad42e02fa0d9>

20

環境省の対応

- 2010年に「PFOS含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」
2022年には「PFOS及びPFOA含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を公表し、PFOS及びPFOAを含有する廃棄物の環境上適正な処理方を周知
- 分解処理(焼却)を適正処理としているが、法的義務ではない

21

安定型処分場からの分析例

表3 安定型最終処分場調査結果

処分場名	主な 廃棄物種類	処分割合 (%)	採取試料名	濃度(ppb)	
				PFOA	PFOS
A	ガラク	4.2	浸出水	188	87.0
	腐プラ	2.0	地下水	101	48.3
	ガレキ	2.0			
B	腐プラ	4.2	浸出水	173	21.7
	金属	2.3	地下水	0.8	0.3
	ガレキ	1.5			
C	腐プラ	1.0	浸出水	190	70.7
	ガラク	1.8	地下水	17.6	1.9
	ガレキ	1.1			
D	ガレキ	8.2	浸出水	5.2	1.9
	腐プラ	1.2	地下水	10.6	10.8
	ガラク	4.1			
平均			浸出水	139	45.3
			地下水	32.5	15.3

「産業廃棄物安定型最終処分場における有機フッ素系化合物の浸出傾向」
岩手県環境保健研究センター 佐々木和明、嶋弘一、齋藤憲光

https://www.ee-net.ne.jp/ms/sympo08/abstract-pdf/01_sasaki.pdf

22

あらためて 安定型処分場の廃止を求める必要

- 2010年に中央環境審議会廃棄物処理制度専門委員会が提言した「安定型5品目以外の付着・混入を防止するための仕組みの強化や、最終処分場において浸透水等のチェック機能の強化等」は進んでいない
- 各地で、安定型処分場は問題を引き起こしている
- PFAS汚染を防止する手段はない。展開検査で除去することは不可能

➡ 安定型処分場を制度から外すしか道はない

23

本郷処分場ではどうなのか

- 実態調査が急務
特に、農業利水の安全性を確認すること
これ以上の営農断念を防ぐためにも

広島県がやる気になれば明日にでもできる

山口県は、県内の河川や海域、地下水の60地点で先月調査開始

有機フッ素化合物「PFAS」の独自調査開始 山口県 NHK



山口県は「一部地域調査結果」を公表し、県民に「PFAS」の危険性を知らせ、調査結果の公表を求めている。山口県は「一部地域調査結果」を公表し、県民に「PFAS」の危険性を知らせ、調査結果の公表を求めている。

24

豊島事件

香川県豊島事件からの教訓

1

1990年兵庫県警の摘発によって全国の知るところとなった、わが国最大の有害産業廃棄物不法投棄事件

13年間にわたって、悪質な事業者が不法に廃棄物を持ち込み野焼きし埋め立てた

事業者は逮捕され、有罪判決が確定したが、あとには膨大な廃棄物が残された

2

兵庫県警科学捜査研究所の分析結果から有害物による汚染が確認された

香川県による行政措置命令(撤去命令)

刑事事件になったこと、撤去命令がだされたことで足かけ17年苦しめられてきたゴミ問題から解放される日が来ると信じた...

1. 340トンの撤去実績をもって安全宣言
香川県による幕引き...

3

豊島の人達が未来永劫、このゴミと向き合えばいいんですよ

だって、これは豊島の人達の問題でしょ!!!

豊島住民の止めなかった責任.....

この時代、「ゴミの問題は社会問題である」
という認識はなかった

4

17



1975年、豊島の西端の土砂をとった跡地に処分場計画が持ち上がる

全国から有害産業廃棄物を集め、コンクリートで固めて太平洋に沈めてしまう。きっと儲かるに違いない

6

土砂採取を行った事業者が後に豊島事件を引き起こす松浦という人物

土砂採取は違法だった
(自然公園法違反・公有水面埋立法違反・文化財保護法違反)

お金儲けのためなら平気で法を犯す、有害物を取り扱えば、お金儲けのため

に島の環境を破壊したり、人々の健康を損ねるところまでやってしまう

この人には許可を出さないで

7

署名活動 デモ 請願・陳情 裁判 離県決議と離県運動

事業内容をミズ養殖による土壌改良材化事業に変更

無害な製紙汚泥、食品汚泥、家畜の糞、木くずに限定
香川県の説得(約束)

ミズ養殖は畜産業の一種、環境破壊を引き起こすはずがない
松浦が信用できない⇒絶対に間違いは起こさせない
島にゴミを持ち込んでいいのかどうか決めるのは住民ではなく
知事、あなたがた住民には止められない

世論の批判

ゴミに反対するのは住民エゴ・事業者いじめ 住民ころは灰色

全ての手続きで、勝てない・・・

1978年ミズ養殖の範囲に限り容認する

8

時代背景

1960年代公害時代

水俣病	排水中の水銀汚染
四日市ぜんそく	煤煙と亜硫酸ガス汚染
イタイイタイ病	排水中のカドミウム汚染
第二水俣病(新潟水俣病)	排水中の水銀汚染

1970年 公害国会 公害対策基本法抜本改正をはじめとする
14法案を可決 公害は克服されるかのように見えた

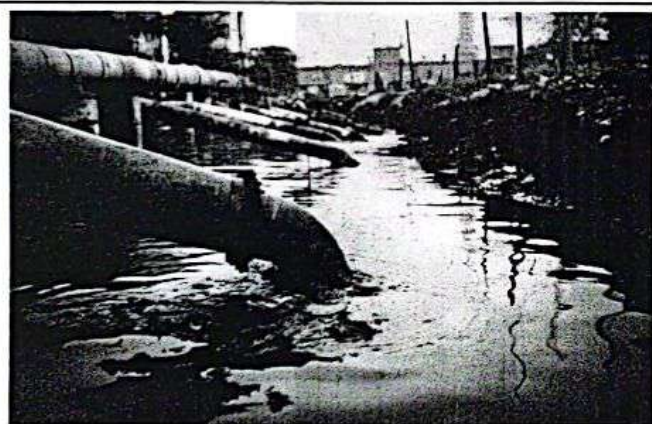
この年、ゴミを取り扱う本格的な法律が制定された
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」

太平洋へコンクリート固化した廃棄物を沈める処分は合法 。

煙突から立ちのぼる煙は、経済発展の証として「七色の煙」と賞賛された
小説シャーロックホームズが活躍する「霧のロンドン」、その霧の正体は煤煙である
1952年には12000人を超える死者を記録(四日市ぜんそくに酷似)



10



工場廃水も垂れ流しであった

11

無法の煙

12

違法操業 健康被害の発生

立ち入り調査

県への改善要請 機能せず

公開質問状

現場でやっているのはミミズ養殖と金属回収
説明会

松浦さんというのは良くやってくれる産廃業者
行政監察局へ

野焼きの指導が行われるも実態変わらず
警察へ

あなた方が行くべきところは県

13

1990年 兵庫県警摘発

兵庫県警科学捜査研究所の分析結果から有
害物による汚染が確認された

香川県による行政措置命令(撤去命令)

1. 340トンの撤去実績をもって安全宣言
香川県による幕引き…1993年

豊島の運動は、1975年～1993年までの19年間
負け続ける…

14

自分たちで事件の真相を調べ直す事は
出来ないのか？

15



検察庁から入手した裁判(公
判)の録明証文書類

供述調書 全13分冊
(いわゆる取り調べ記録)

兵庫県警科学捜査研究所
捜査復命書と科学分析データ

そこには、住民の知りたかった
ことがほとんど書いてあった

その他にも、検体を採取して分
析機関に持ち込むなど精力的
な調査を行った

16

香川県は違法だと認識していたが、怖くて指導が出来なかった...

どのようにしたら、これほど悪質な事業を合法だと言い張れるか、入れ知恵までしていた

豊島住民の訴えはことごとく香川県が権力で握りつぶしてきた

香川県と松浦(事業者) = 共同正犯

17

自分たちの時代にこの島を汚してしまった
きれいにする道筋は立てておかんと
わしらは、死んでも死に切れん！！！！

1993年 公害調停申請
不法行為に基づく原状回復請求権は存在しない
争うためには、科学鑑定が必要

(損害賠償請求権の時効成立5日前)

18

21

運動の目標

美しいふる里を取り戻して、子孫に継承する

第2第3の豊島を作らない

裁判や調停という手続きは、目的達成のためのツールであって目的ではない

19

公害調停を支えた裁判

1975年 発端 事業計画の発覚

1977年 処分場建設差し止め請求(民事)訴訟

1977年 香川県警 事業者暴行傷害罪(刑事)訴訟

1987年 姫路海上保安署が検挙 略式命令

1990年 兵庫県警 不法投棄で摘発(刑事)訴訟

1993年 公害調停申請

1996年 撤去及び損害賠償請求(民事)訴訟

1997年 妨害排除請求(民事)訴訟(破産管財人)

20

5

22

まず、科学鑑定が行われた

総理大臣によって3人の科学者が選ばれた

国の予備費から2億3千6百万円の調査費内定
(1994年12月28日閣議決定)

1995年1月17日阪神淡路大震災

21

廃棄物総量は少なくとも50万トン以上

高濃度ダイオキシンを始めとする有機化合物

鉛、その他の金属類

直下の土壌、地下水を汚染し、瀬戸内海へ流れ出している

放置できない⇒早急な対策が必用

では、誰が、どのような対策を行うのか

22

ここに封じ込めてしまえ

封じ込めなら61億円
撤去なら少なくとも151億円以上

23

県庁前での立ちっぱなし抗議活動1993～94

メッセージウォーク1994

署名運動 30万人超

循環型社会を目指して(シンポジウム)1995
(ゴミは社会全体の問題)

過疎地からの反乱(シンポジウム)1996
(国内の南北問題) 東京デモ

冊子の頒布 随時

調停では科学論争

24

公害等調整委員会

ここに封じ込めるという考え方では、将来にわたっての環境保全はできない

しかし、仮に無害のものに加工できたとしても、ゴミとして埋め立てるのでは何処も受け入れてくれない

中間合意 技術検討委員会(科学者集団)を設置
対策を検討

全てのものを原材料として再度使用する

25

莫大な費用負担が想定されることから香川県
及び香川県議会からの抵抗にあう

県議会

豊島の人達は他の県民に迷惑を掛ける人達

知事

豊島の住民運動はお金ほしさ...

26

県知事や県議会の考え方を変えさせることが出来るのは誰?それは本来県民なのではないか。この国は主権在民、国民主権の国ではなかったか。しかし国民主権は形骸化している。このことが豊島事件、ひいてはあらゆる社会問題の解決を困難にしている最大の原因ではないのか

↓
だとしたら、県民一人一人が自分の問題としてとらえて行動に移したとき、初めて豊島事件も解決に向かうのではないか

↓
それを実現するにはどうすればよいのか

↓
1000人の島民(実数300人程度)で、100万県民を一人づつ膝詰めで説得する以外に方法はない

↓
香川県下5市38町「100カ所座談会」を豊島住民で主催する

↓
そんなこと出来るはずがない

↓
だったら、豊島を地区ごとに10班に分けて活動する。1班10会場と考えればリアリティーが出てくる...

27

- おまえら豊島住民は、瀬戸内海にダイオキシンを垂れ流しやがって迷惑だ、香川県から出て行け...県民より ⇒誹謗中傷にさらされる
- 島の中の「勉強会」を始める どんなに難しくても科学的鑑定書類、供述調書にいったい何が書いてるのか、必ず一度は原本を読んでみよう「原本読み合わせ会」を始める(3人~5人の単位)
- やがて、一人一人が自分の言葉を持ち始める。
- 一人一人が自分の目の前にいる人を説得し、論破する必要性に迫られているのに、他人に用意してもらったマニュアルで太刀打ちできるはずはなかった
- 島民一人一人が自ら学んで成長する、地域社会がステークホルダーとして成長するという過程を踏みながら、この「座談会」は137会場を達成する

28

行政とは権力は行使できるが、責任はとれないという不器用なシステムでしかない、放っておけば誰かがうまくやってくれるようなシステムでもない
県政の正体とは、県民そのもののあり方である

「座談会」の最中、地方統一選を迎え、1000人の島から直接県議会へ議員を送り込むことに成功

議場で知事を追求する

議会を中から説得する

議会と知事の本来の役割を取り戻す

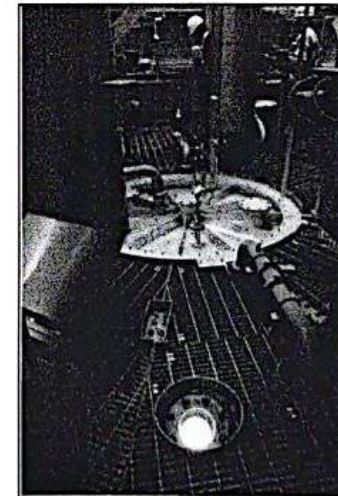
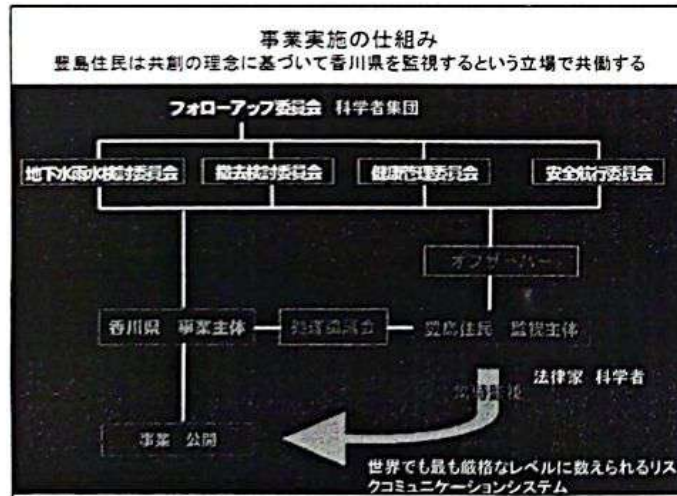
29



2000年6月6日 公害調停成立 原状回復事業へ
香川県が廃棄物の認定を誤ったことによって長きにわたり豊島住民を苦しめた…
これからは、力を合わせてゴミに立ち向かっていこう…

30

24



1. 直島町三菱マテリアル敷地内に建設した溶融炉で全ての廃棄物を溶かす。
2. 飛灰(フライアッシュ)は、鋼精錬原料として三菱マテリアル鋼精錬炉に投入する。
3. 溶融スラグは、コンクリート工事の細骨材(砂)の代替物として、香川県の公共事業で使用する。

32

豊島事件第一のフェーズ

豊島住民は、調停成立まで25年の歳月を費やし、7000回を超える直接行動を起こした。

ゴミの問題とは、押しつけられた人の問題ではなく、「社会問題」であるという国民の認識へと昇華させることに成功した

この行動が、動くはずがないと言われた県行政や国まで動かして、前例のない原状回復(全てを資源として使用する)事業へとつなげた 世界にたった一つの島となった

そのアウトカムとして、大量廃棄が当たり前だったこの国を「循環型社会」へと変えることにつながった

社会は変わる、変えられることを証明し、多くの国民が勇気を得た
(環境大臣)

33

豊島事件から派生した法律の改正及び創設

廃掃法 罰則強化 マニフェスト制度創設

ダイオキシン類対策特別措置法

※産廃特措法(2003年～2023年3月末日失効)

平成9年 廃掃法改正 基金制度他

各種リサイクル法

循環型社会形成推進基本法

34

豊島事件第二のフェーズ

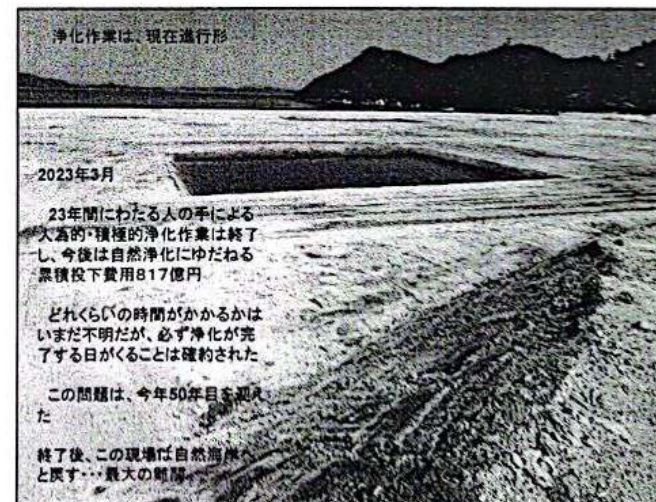
それでは

人が汚してしまった環境をきれいにすることは可能なのか

自然科学的挑戦
社会科学の挑戦

その佳境にさしかかっている

35



25

「繰り返される産廃汚染・本郷処分場からの警鐘」

作成 2025 年 7 月 岡田和樹

～ 本郷処分場について ～

JAB 協同組合 広島県三原市本郷町南方 安定型最終処分場 30 年計画
面積 9 万 6,939 m² (マツダスタジアムのグラウンドの 7. 6 倍の面積)
容量 103 万 8,125 m³ (2～10 t 車両 30 台/日程度)
立地は三原市・竹原市の市民 8 割の水道水源・広島県は全国 3 位の産廃立地件数

- | | | |
|-------------|--------|---|
| 2012 年 | 【産廃業者】 | 本郷町南方に用地取得 |
| 2018 年 4 月 | 【産廃業者】 | 「本郷処分場」本申請を広島県へ提出 |
| 2018 年 8 月 | 【住 民】 | 処分場反対署名を広島県に提出 (最終集約 4 万 3 千人) |
| 2020 年 4 月 | 【広島県】 | 処分場設置許可を出す |
| 2020 年 6 月 | 【住 民】 | 業者に対し建設差し止めの仮処分を広島地裁に提訴 (原告 500 人) |
| 2020 年 7 月 | 【住 民】 | 県に対し許可取り消し訴訟を広島地裁に提訴 (原告 12 人) |
| 2021 年 3 月 | 【広島地裁】 | 業者に対して「建設差し止め」判決 (住民の平穏生活権の侵害)
→22 年 6 月広島高裁で住民敗訴 (汚染到達の立証を認めなかった) |
| 2022 年 9 月 | 【産廃業者】 | 産廃物の搬入がはじまる |
| 2022 年 10 月 | 【産廃業者】 | 福島周辺 12 都県からの産廃搬入開始 |
| 2023 年 5 月 | 【住 民】 | 日名内川の汚染を初確認 |
| 2023 年 6 月 | 【広島県】 | 搬入停止勧告 浸透水基準値越え (BOD54mg)
→指導違反で業者に対して警告 |
| 2023 年 7 月 | 【広島地裁】 | 県に対して「許可取り消し」判決 (審査過程に過誤欠落認定)
→広島県が控訴 (次回期日 7 月 18 日) |

2024年6月 【住 民】 調整池や日名内川の汚染を確認 連日のパックテストで基準値越え
2024年7月 【広島県】 搬入停止勧告 浸透水基準値越え（鉛とその化合物 0.018mg）
2024年10月 【三原市】 「三原市水道水源保全条例」施行 （2018年から住民要望）
2024年11月 【広島県】 搬入停止警告 浸透水基準値越え（BOD150mg）
2025年5月 【住 民】 汚染のため下流9軒の農家が稲の作付けを断念

～ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 （廃掃法）昭和45年 ～

【目的】 廃棄物の排出抑制・廃棄物の適正処理・生活環境の保全・公衆衛生の向上

※ 本郷処分場では法の目的を履行できていない。

【汚染防止】 業者間のチェックとマニフェスト・展開検査・浸透水の法定検査

持ちつ持たれつの業者間でチェックはできない。本郷処分場には重量計も無く、正確にどれくらい処分されているかもわからない。目で見えない有害物を目視で検査することになっている。展開検査のマニュアルもなくチェックや指導ができない。浸透水の検査は検査井戸を真水で薄めることが出来る。安定型は水質汚濁防止法の適用除外になっている。

【法の問題】 業者を利する法律になっている。汚染を許し、行政が言い逃れ出来る法律になっている。汚染防止の規則を明記し、規制強化する法改正が必要。